

中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.5

2009年 8月14日

JR東海労名古屋地方本部
発行者 丹羽成生

証人決まる！！

8月14日、名古屋地方裁判所において、亀山分会・中山喜弘さんの不当配転撤回を求めた裁判の第五回弁論が開催されました。

そのなかで以下の通り、証人が決まりました。

・原告側

中山喜弘（原告） 小林光昭（東海労本部書記長）

・被告側

坂下修（亀山運輸区区長）

中山さんは、ワンマン列車のドアスイッチ基本動作が変更して以降、従来通り一貫して「左側のドアスイッチを右手で」扱ってきました。それに対して、坂下区長は、陳述書のなかで、本件基本動作が導入して以降、中山さんは「3回に亘り添乗指導においても本件基本動作を遵守している。」「国土交通省の技能試験においても本件基本動作を行っていることを確認している。」と全てにおいて虚偽と捏造の陳述をしています。

坂下区長の陳述書に対して、裁判官から「立証すべきではないか」と再三再四、被告・会社側に求めましたが、被告・会社は「出す必要はない」と頑なに拒否をしました。当然にも中山さんは、従来通り、「ドアスイッチを右手で扱ってきた」訳ですから、被告・会社に立証できる筈がありません。

次回の弁論で真実が明らかになります。

どんなに虚偽や捏造を並べても真実は一つである！！

次回、第六回弁論は、11月5日11時から開催されます

全組合員の皆さん！！ユニオンの皆さん！！

中山さんの不当配転撤回に向け、傍聴に参加しよう！！